

平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

(民法(第2回))

目 次

第2章 財産法

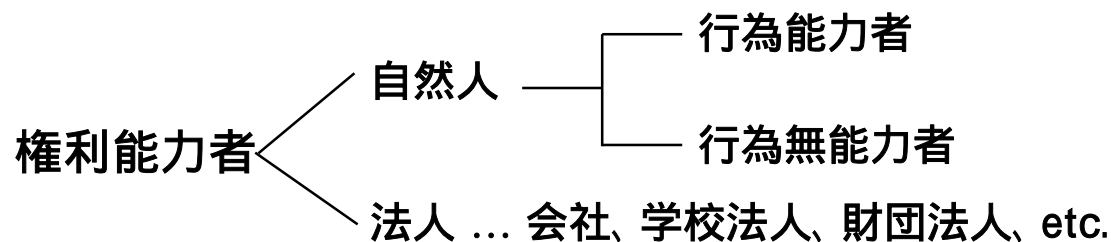
I 財産法の全体像

1. 主体 ... 契約の当事者になれる人
2. 契約要件 ... 契約が有効に成立するための要件
3. 物権
4. 債権の消滅
5. 債権の効力
6. 債権の保全と担保(履行の確保)

1. 主体

権利の主体になれること ... 権利能力

権利能力を持っている人 ... 権利能力者



法人 ... 「法人は本法其他の法律の規定に依るに非ざれば成立することを得ず
(§ 33) 」

「法人は法令の規定に従い定款又は寄附行為に因りて定まりたる目的
の範囲内に於て権利を有し義務を負う(§ 43) 」

- ・行為無能力者 ... 権利の主体にはなれても契約などのすべての行為を完全に一人ではできない人
- ・「行為能力」... 「単独で確定的に有効な意思表示をなし得る能力」

未成年者 ... 20才未満の人

- ・ 親権者又は後見人の同意が必要(法定代理人)
- ・ 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は取消すことができる(§9)

成年被後見人 ... 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者

- ・ 家庭裁判所が職権で選任した者が成年後見人となる。
- ・ 成年後見人は代理権・取消権を持つ

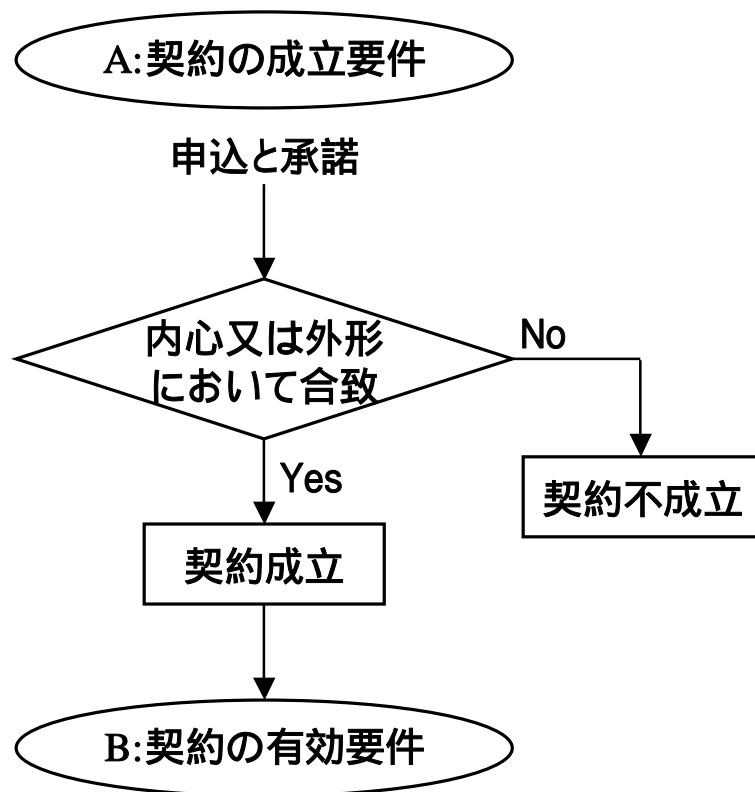
被保佐人 ... 精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者。

- 家庭裁判所が職権で選任した者が保佐人となる。
- 保佐人は、同意権・代理権・追認権・取消権を持つ。

被補助人 ... 精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分なる者。

- 家庭裁判所が職権で選任した者が補助人となる。
- 補助人は同意権・代理権・追認権・取消権を持つ。

2. 契約要件...契約の成立から効力発生まで



1. 当事者(主体)に関わる一般的有効要件 No

(1) 権利能力・意思能力

(2) 行為能力(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人)

(3) 意思表示の瑕疵・欠缺

• 瑕疵(詐欺・強迫)

• 欠缺(心裡留保・虚偽表示・錯誤)

Yes

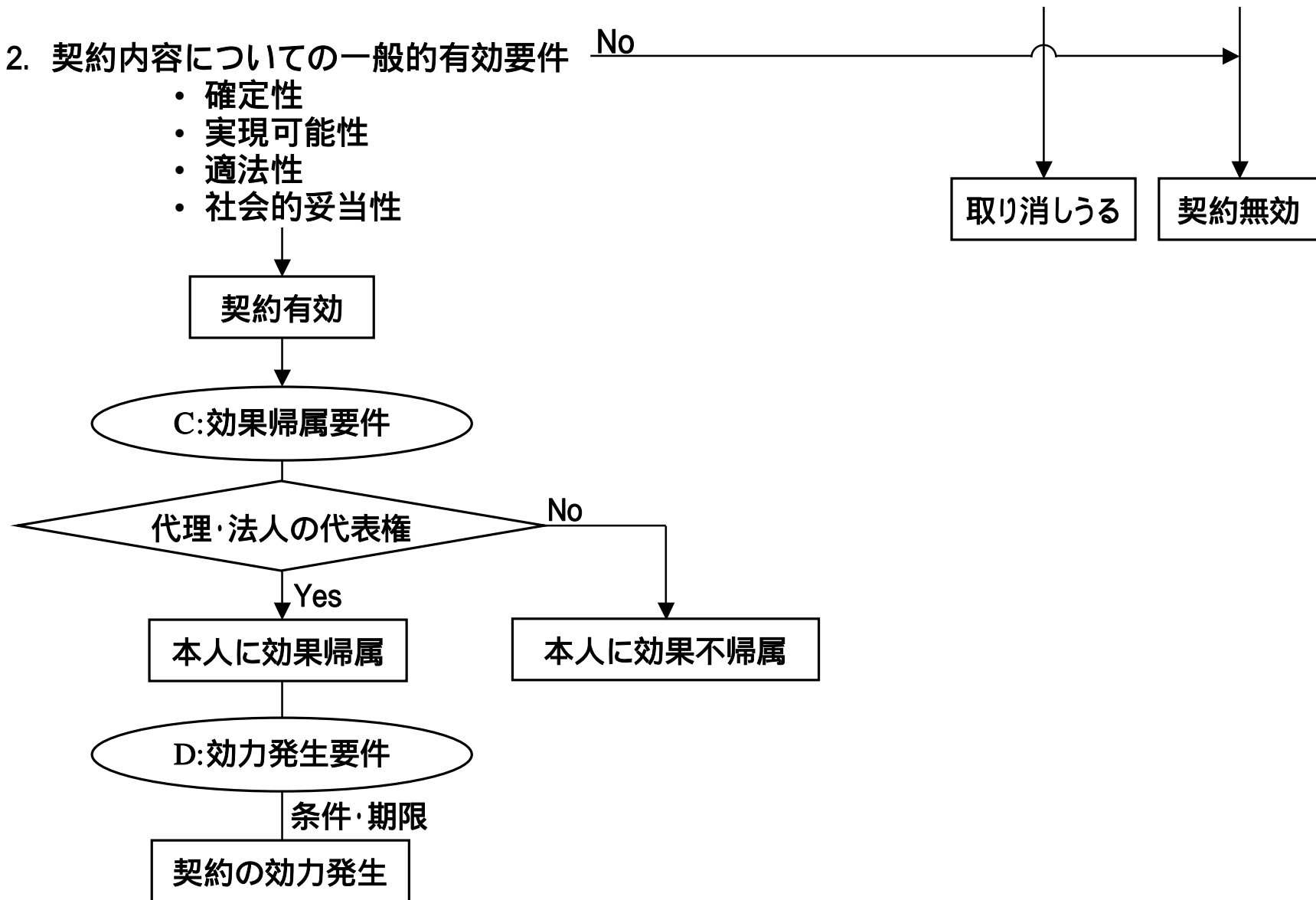
Yes

No

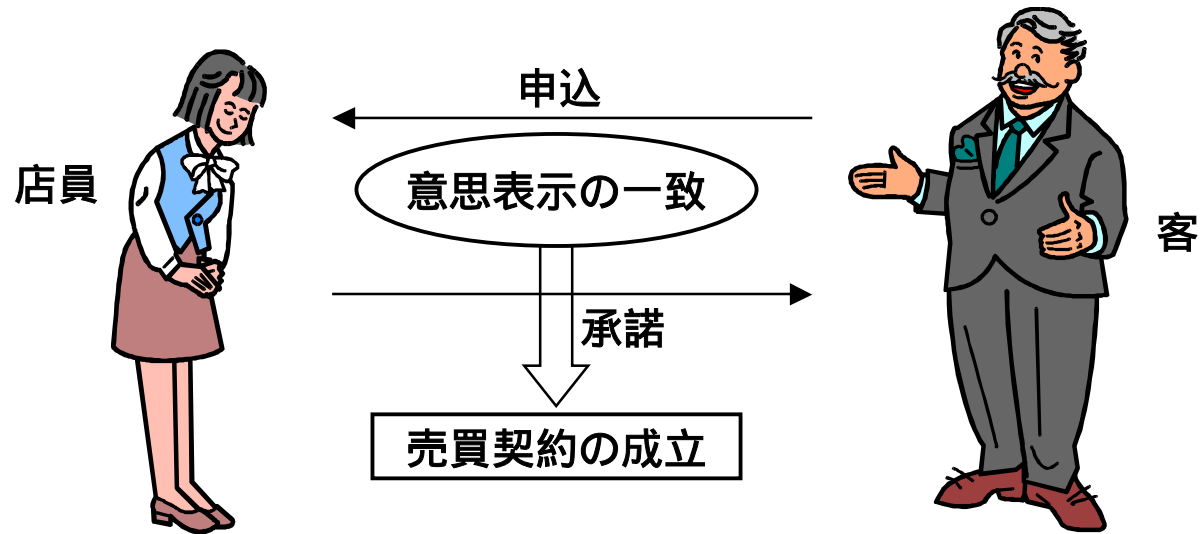
No

2. 契約内容についての一般的有効要件

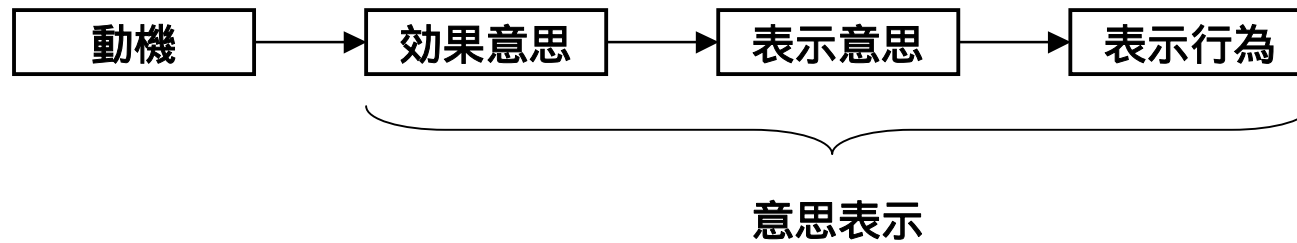
- ・ 確定性
- ・ 実現可能性
- ・ 適法性
- ・ 社会的妥当性



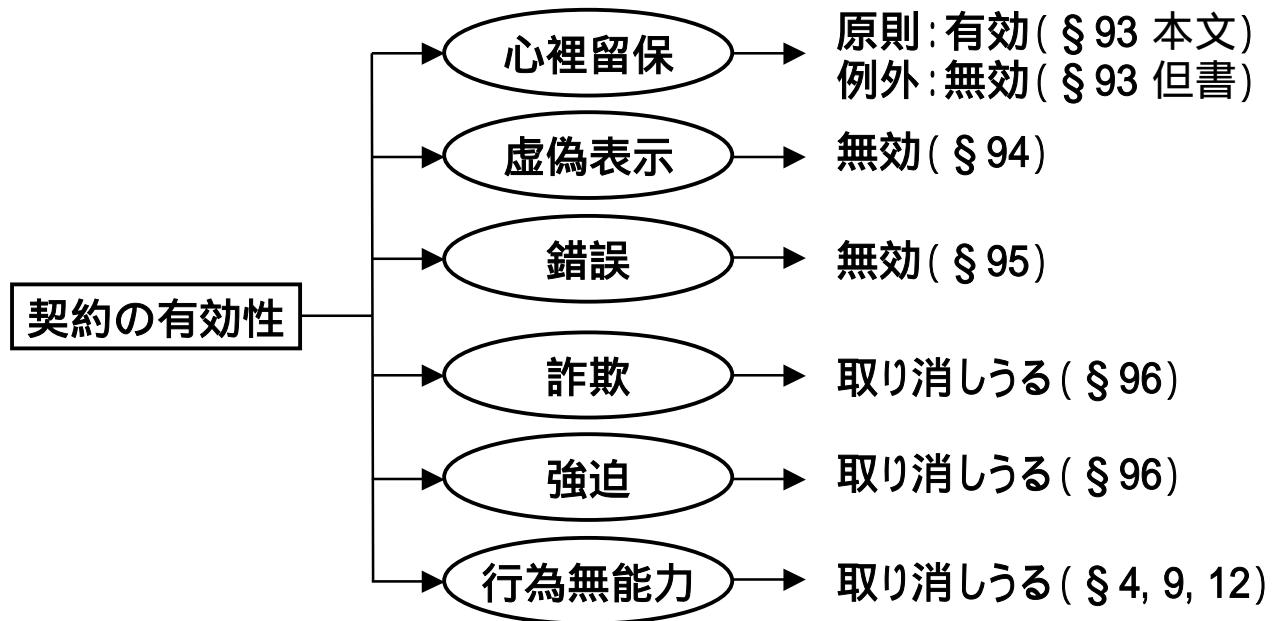
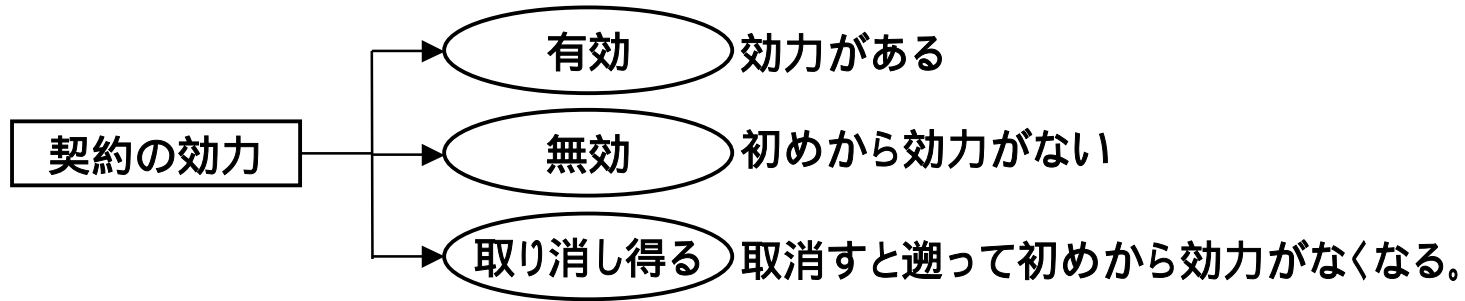
A: 契約の成立要件



内心又は外形において一致していれば契約は成立



B: 契約の有効要件



C: 効果帰属要件

- 代理
- (1) 行為無能力者の代理
 - (2) 法人の代表
 - (3) 任意代理

無権代理と表見代理
静的安全と動的安全の調和

D: 効力発生要件

- 「条件」：成否が不確実な事実効力発生をかからしめること。
「期限」：成否が確実な事実効力発生をかからしめること。

< テスト >

1. 行為無能力者の行為はどれか

無効

取り消しうる

有効

2. A君はその気がないのに何も知らないBさんに指輪をあげる約束をしてしまった。このとき問題となるのはどれか。

虚偽表示

錯誤

心裡留保

結婚詐欺

3. A君は無一文に見せかけるため、所有する土地を売る気がないのにB君にこれを打ちあげ譲り渡してしまった。

この契約の効力は？

心裡留保により有効

虚偽表示だが有効

詐欺により取り消しうる

虚偽表示により無効

4. A君はB君にだまされて大切にしていた切手を売ってしまった。このとき、A君の主張として誤っているのはどれか。

詐欺による取消を主張

いい値で買ってくれたからそのまま有効

虚偽表示により無効